

高知広域都市計画集落地区計画の決定（南国市決定）

都市計画植田集落地区計画を次のように決定する。

1. 集落地区計画の方針

名	称	植田集落地区計画
位	置	南国市植田字下辻、北野、江島、西行野、西中野、二ノ堀、八頭、東野、日の谷、西寺中、尾神、前蔵、野々下、苗床、中川、大町、泉ヶ内の一部及び字野崎、門田の全部
面	積	約 19.0ha
区域の整備及び保全に関する方針	集落地区計画の目標	植田地区は四国横断自動車道インターチェンジに近接する集落で、宅地需要が高く、現在も丘陵地すそ部にはミニスプロール化による住宅が点在している。また今後も南国オフィスパークのオープンによるスプロール化が懸念される。一方、植田地区は、南斜面の微高地にあつて、美しい田園風景を有し、潜在的に質の高い田園居住型の住宅地としての資質を備えていることから、施策的田園居住環境形成誘導型の展開が考えられる。 今後、植田地区はインターチェンジ周辺土地利用計画における良好な田園居住型の住宅供給地として、居住環境の悪化や田園景観の混乱を未然に防ぎつつ、住宅基盤整備を行い、自然環境と生活環境が共生した良好な集落環境の形成を図る。
	集落地区施設の整備の方針	居住環境の整備を図るために、既存集落では狭幅員聚落を中心に現道を生かして幅員6mないし4mの区画道路を整備する。これらの整備に際しては、長期にわたって実現することを考える。新規宅地地区内に関しては、幅員6m～8mの区画道路を確保する。 公園は、既存集落及び新規宅地地区内双方に於いて、共同して活用できるように配置を考え整備を行うものとする。
	建築物等の整備の方針	優れた農村の特性を生かし、豊かな緑（屋敷林、寺社林等）や日照、眺望を確保しつつ、防災上の安全性の向上を図るために、建築物等について用途の制限、建築面積の敷地面積に対する割合の最高現度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度及び形態又は意匠の制限、壁面の位置の制限を定める。
	土地利用の方針	調和のとれた集落整備を行うため、周辺の良好な農用地の保全に配慮しつつ、基本的に当該既存集落及びその周辺において宅地化を促進する。また、新規宅地においては、治水上の対策及び集落景観の確保等に配慮した位置、規模、形態を基本とし、農業集落としてのゆとりある街並みを形成していく。 地区内の寺社及びその周辺の樹林地については、集落景観の保全、良好な居住環境の確保及び防災上の安全性確保のため、一定規模を保全していく。

2. 集落地区整備計画

名 称		植田集落地区整備計画
位置及び区域		南国市植田字中川の一部、字泉ヶ内の一部 字大町の一部
面 積		約 1.63 ha
建築物等に関する事項	地区の区分	低層専用住宅地区（新規住宅地区）
	地区の面積	約 1.63 ha
	建築物の用途の制限	次にあげる建築物以外は建築してはならない。 ・第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物。但し、共同住宅は制限する。
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6 / 10
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
	建築物の高さの最高限度	10 m かつ 2 階以下
	壁面の位置の制限	建築物（自動車車庫又は物置その他これらの用途に供するもので、軒の高さが2.3 m 以下である建築物を除く）の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は1.5 m 以上でなければならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	外壁の色彩は原色を避け、周辺的美観風致を損ねないものとする。